

令和8年度旧秋田県農業研修センター（大潟村）自家用電気工作物保安管理 業務委託特記仕様書

1 委託の目的

電気事業法に定められた電気工作物の維持義務等の確保のために必要な保安業務を委託するものである。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託対象設備概要

1	事業場の名称	旧秋田県農業研修センター（大潟村）
2	事業場の所在地	南秋田郡大潟村字東一丁目1番地
3	最大電力	245kw
4	設備容量	400kVA
5	受電電圧	6600V
6	非常用予備発電装置（出力）	64kw
7	非常用予備発電装置（発電電圧）	210V
8	業種	研修施設

4 保安業務内容

次に掲げるとおりとする。

- （1）電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導・協議・助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視・点検・検査等の保安業務を定期的に行い、電気事業法関係法令に適合しない事項があるとき又は保安上支障があると認めたときは、必要な指示又は助言を行う。
- （2）当該電気工作物に停電等の障害が発生した場合は応急措置を指導するとともに、障害の原因を究明し、再発防止措置等に関して必要な指示又は助言を行う。
- （3）法令に定める官庁検査への立ち会いを行う。

5 保安業務頻度

業務種別	頻度	摘要
月次点検	1回以上/月	主に運転中の施設を点検 ※ただし、絶縁監視装置を取り付ける場合は、隔月点検が可能
年次点検	1回以上/年	施設の運転を停止して点検を実施
停電等障害調査	必要に応じて随時	
各種検査への立ち会い	必要に応じて随時	

6 実施報告

点検結果については、電気工作物月次点検報告書等を提出すること。